

社会福祉法人可愛福社会 役員、評議員、評議員選任・解任委員の報酬に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人可愛福社会(以下「本法人」という)の役員、評議員、評議員選任・解任委員の報酬に関する必要な事項を規定する。

(役員区分)

第 2 条 役員とは本法人定款第一五条に定める役員とする。

(報酬)

第 3 条 報酬は次により支給される。

- (1) 理事会への出席
- (2) 評議員会への出席
- (3) 評議員選任・解任委員会への出席
- (4) 研修会・講習会への出席
- (5) 監事が監査を行うとき
- (6) 旅費については本法人旅費規程に準ずる
- (7) 前各号のほか、理事長が必要と認めるもの

第 4 条 第3条に定める役員の報酬は次表のとおりとする。

	内容 役職	理 事	監 事	評 議 員	評 議 員 選 任 ・ 解 任 委 員
(1)	理事会出席	3,091円	3,091円		
(2)	評議員会への出席		3,091円	3,091円	
(3)	評議員選任・解任 委員会への出席				3,091円
(4)	研修会・講習会へ の出席	3,091円	3,091円	3,091円	3,091円
(5)	監事監査		10,306円		
(7)	理事長が必要と 認めるもの	3,091円	3,091円	3,091円	3,091円

(附 則)

この規程は、平成13年 4月1日から施行する。

この規程は、平成26年 3月26日から改訂し施行する。

この規程は、平成29年 4月1日から改訂し施行する。